

1 議 事 日 程（5日目）

〔平成24年太宰府市議会第1回（3月）定例会〕

平成24年3月19日

午 前 10 時 開 議

於 議 事 室

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | 議案第7号 | 太宰府市事務分掌条例等の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会） |
| 日程第2 | 議案第8号 | 太宰府市営住宅管理条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会） |
| 日程第3 | 議案第9号 | 太宰府市税条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会） |
| 日程第4 | 議案第10号 | 太宰府市立図書館条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会） |
| 日程第5 | 議案第11号 | 太宰府市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について（環境厚生常任委員会） |
| 日程第6 | 議案第12号 | 太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例について（環境厚生常任委員会） |
| 日程第7 | 議案第13号 | 平成23年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について（分割付託） |
| 日程第8 | 議案第14号 | 平成23年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について（環境厚生常任委員会） |
| 日程第9 | 議案第15号 | 平成23年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について（環境厚生常任委員会） |
| 日程第10 | 議案第16号 | 平成23年度太宰府市水道事業会計補正予算（第1号）について（建設経済常任委員会） |
| 日程第11 | 議案第17号 | 平成23年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第1号）について（建設経済常任委員会） |
| 日程第12 | 議案第18号 | 平成24年度太宰府市一般会計予算について（予算特別委員会） |
| 日程第13 | 議案第19号 | 平成24年度太宰府市国民健康保険事業特別会計予算について（予算特別委員会） |
| 日程第14 | 議案第20号 | 平成24年度太宰府市後期高齢者医療特別会計予算について（予算特別委員会） |
| 日程第15 | 議案第21号 | 平成24年度太宰府市介護保険事業特別会計予算について（予算特別委員会） |
| 日程第16 | 議案第22号 | 平成24年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について（予算特別委員会） |
| 日程第17 | 議案第23号 | 平成24年度太宰府市水道事業会計予算について（予算特別委員会） |

- 日程第18 議案第24号 平成24年度太宰府市下水道事業会計予算について（予算特別委員会）
- 日程第19 再議第1号 再議書（太宰府市携帯電話中継基地局の設置等に関する紛争防止条例の制定について（平成23年12月19日議決））（携帯電話中継基地局問題に関する特別委員会）
- 日程第20 発議第1号 太宰府市議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 発議第2号 特別委員会（総合体育館建設問題特別委員会）の設置について
- 追加日程第1 発議第3号 特別委員会（携帯電話中継基地局調査研究特別委員会）の設置について
- 日程第22 請願第1号 公的年金の改悪に反対する意見書提出を求める請願（環境厚生常任委員会）
- 日程第23 意見書第1号 水源林取り引きの規制強化に関する意見書（建設経済常任委員会）
- 日程第24 意見書第2号 公的年金の2.5%引き下げに反対する意見書
- 日程第25 議員の派遣について
- 日程第26 閉会中の継続調査申し出について

2 出席議員は次のとおりである（18名）

1番 陶 山 良 尚 議員	2番 神 武 綾 議員
3番 上 疆 議員	4番 芦 刈 茂 議員
5番 小 畠 真由美 議員	6番 長谷川 公 成 議員
7番 藤 井 雅 之 議員	8番 原 田 久美子 議員
9番 後 藤 邦 晴 議員	10番 橋 本 健 議員
11番 不 老 光 幸 議員	12番 渡 邊 美 穂 議員
13番 門 田 直 樹 議員	14番 小 柳 道 枝 議員
15番 佐 伯 修 議員	16番 村 山 弘 行 議員
17番 福 廣 和 美 議員	18番 大 田 勝 義 議員

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（19名）

市 長 井 上 保 廣	副 市 長 平 島 鉄 信
教 育 長 關 敏 治	総 務 部 長 木 村 甚 治
地域づくり 担 当 部 長 今 泉 憲 治	市民生活部長 古 川 芳 文
健康福祉部長 井 上 和 雄	建設経済部長 神 原 稔
会計管理者併 上下水道部長 三 笠 哲 生	教 育 部 長 齋 藤 廣 之
総 務 課 長 古 野 洋 敏	経営企画課長 石 田 宏 二
市 民 課 長 原 野 敏 彦	福 祉 課 長 宮 原 仁
都市整備課長 今 村 巧 児	上下水道課長 松 本 芳 生

教 務 課 長 木 村 裕 子
監査委員事務局長 関 啓 子

生涯学習課長 木 原 裕 和

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長 田 中 利 雄
書 記 白 石 康 子
書 記 茂 田 和 紀

議 事 課 長 櫻 井 三 郎
書 記 花 田 敏 浩

再開 午前10時00分

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大田勝義議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第1回定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第1から日程第4まで一括上程

○議長（大田勝義議員） お諮りします。

日程第1、議案第7号「太宰府市事務分掌条例等の一部を改正する条例について」から日程第4、議案第10号「太宰府市立図書館条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） 異議なしと認め、お諮りしましたとおり一括議題とし、付託しております総務文教常任委員会の報告を求めます。

総務文教常任委員長 門田直樹議員。

〔13番 門田直樹議員 登壇〕

○13番（門田直樹議員） おはようございます。

総務文教常任委員会に審査付託された議案第7号から議案第10号までについて、その審査内容と結果を報告いたします。

まず、議案第7号「太宰府市事務分掌条例等の一部を改正する条例について」、本案は、本年4月1日付に実施される機構改革によるものであります。

その内容は、建設経済部建設産業課商工農政係を総務部に移管、また体育複合施設の建設推進担当を総務部に新設することに伴い、部の名称や事務分掌の変更が生じるため、事務分掌条例及び都市計画審議会条例の条項の追加、整理などを行うものであるとの説明を受けました。

委員からは、機構改革に伴うハード面整備に係る費用について及び4月以降の人員体制は万全であるかなどについて質疑があり、執行部からは、観光交流課の本庁移設経費として、今回の補正に備品購入費として140万円を計上しており、また電話回線関係に約5万円、庁舎内のサイン変更に約50万円かかる見込みであること、また新規採用者は13名予定しており、退職職員の再任用とあわせて、現在の体制の中で対応できるように検討しているとの回答がありました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第7号は、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第8号「太宰府市営住宅管理条例の一部を改正する条例について」、本案は、第1次地域主権一括法に伴う公営住宅法及び公営住宅法施行令の一部改正によるものであります。その内容は、法令で廃止となる規定を条例において措置する必要性が生じたことにより、単身入居について一定の制限をする入居者資格の規定を条例に新たに追加するもの、引用条項を整理するものなどであります。

委員から、質疑、討論はなく、採決の結果、議案第8号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第9号「太宰府市税条例の一部を改正する条例について」、本案は、東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律等、関係法令の公布に伴うものであります。

主な内容としましては、東日本大震災の被災者等の負担軽減を図るため、また復興に向けた地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源を確保するためとして、退職所得に係る個人住民税の10%税額控除措置の廃止、臨時特例措置として個人住民税の均等割の標準税率の年額500円引き上げ及び市たばこ税率の引き上げ、その他、条項を整理するものなどであります。

委員からは、退職所得に係る控除廃止による増収の見込みについて、また防災対策のために確保される財源の用途について具体的計画はあるのかなどについて質疑があり、執行部からは、退職所得に係る個人住民税の税収は約4,200万円であり、その10%、約400万円の増収が見込まれること、また現在計画は策定していないが、今後協議により整備計画を立て、年次計画を立てながら活用していきたい。計画が策定された際には、市広報、ホームページ等で周知を図り、自治会長、校区自治協議会にも説明していくとの回答を受けました。

その他、質疑を終え、討論では、改正が地域の防災資金を確保するためであるという内容については否定しないが、その財源確保の方法、措置期間等において、企業に対する課税のあり方に不均衡さがある内容が含まれているとの反対討論が1件ありました。

討論を終え、採決の結果、議案第9号は、委員多数の賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第10号「太宰府市立図書館条例の一部を改正する条例について」、本案も、第1次地域主権一括法に伴い、図書館法及び図書館法施行規則の一部改正によるものであります。

主な内容としましては、地域の実情に応じて一層幅広い分野の者が図書館協議会委員となることが促進されるよう、図書館法に定める委員の任命基準が削除され、条例において定めることとされたため、現行の規則第3条に規定されていた委員選出基準を条例化したものであります。

委員からは、さしたる質疑はなく、討論もなく、採決の結果、議案第10号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（大田勝義議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第7号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） 次に、議案第8号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） 次に、議案第9号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） 次に、議案第10号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） これで質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

議案第7号「太宰府市事務分掌条例等の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第7号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（大田勝義議員） 全員起立です。

よって、議案第7号は原案のとおり可決いたしました。

〈原案可決 賛成16名、反対0名 午前10時07分〉

○議長（大田勝義議員） 次に、議案第8号「太宰府市営住宅管理条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第8号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（大田勝義議員） 全員起立です。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対0名 午前10時08分〉

○議長（大田勝義議員） 次に、議案第9号「太宰府市税条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

通告があつていますので、許可します。

2番神武綾議員。

○2番（神武 綾議員） 「太宰府市税条例の一部を改正する条例について」、反対の立場で討論いたします。

第25条個人の市民税の税率の特例等に関するについては、東日本大震災の復興に関して防災政策の財源確保のため市民より500円を加算し徴収するものですが、東日本大震災の復興財源を庶民に求めるべきではないことと、徴収額が一律になっており、所得の高低にかかわらず定額を求めることは逆進性が強いものと考えます。

以上の2点から、改正については反対の立場を表明いたします。

○議長（大田勝義議員） ほかにありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第9号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

○議長（大田勝義議員） 大多数起立です。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成14名、反対2名 午前10時09分〉

○議長（大田勝義議員） 次に、議案第10号「太宰府市立図書館条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第10号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（大田勝義議員） 全員起立です。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対0名 午前10時10分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5と日程第6を一括上程

○議長（大田勝義議員） お諮りします。

日程第5、議案第11号「太宰府市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」及び日程第6、議案第12号「太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） 異議なしと認め、お諮りしましたとおり一括議題とし、付託しております環境厚生常任委員会の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 小柳道枝議員。

〔14番 小柳道枝議員 登壇〕

○14番（小柳道枝議員） 環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第11号及び議案第12号について、審査の内容と結果をご報告いたします。

まず、議案第11号「太宰府市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」報告いたします。

本議案は、小学校就学前までとしていた乳幼児医療費の支給を、入院について対象年齢を小学3年生まで引き上げ、医療費の助成拡大を行うものであります。

これについて委員から、助成拡大によって予算額はどのぐらいになるのか質疑があり、執行部からは、7月からの実施ということで平成24年度は9カ月分で500万円計上いたしており、年間でいくと600万円、700万円ぐらいになるのではないかという回答がありました。

以上、質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第11号は、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第12号「太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例について」報告いたします。

本議案は、第5期の介護保険料の設定に伴い、条例を改正するものであります。保険料の算出につきましては、まず第5期の計画期間内における第1号被保険者数を見込み、それをもとに3年間の標準給付費を算出いたします。これに地域支援事業費を加え、被保険者の負担割合を乗じた金額が被保険者が3年間に負担する金額となるわけですが、ここで保険料を試算しますと月額5,000円以上になったことから、保険料の上昇を最低限に抑えるべく、財源として財政安定化基金及び給付費支払準備基金を充当し、被保険者1人当たりの保険料を試算した結果、基準額は4,830円となりました。これをもとに所得の段階ごとに保険料を設定したとのことであります。

これに対して委員からは、第4期3年間における準備基金取崩額及び財政安定化基金取崩額について質疑があり、執行部からは、3年間の合計で1億3,914万円取り崩す予定であるとの回答がありました。

以上で質疑を終え、討論では、全階層で負担が増えるものであり、市民への影響は大きいとのことで、反対の立場での討論がありました。



以上、討論を終え、採決の結果、議案第12号は、委員多数の賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

(午前10時12分 17番 福廣和美議員 入場)

○議長(大田勝義議員) 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第11号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大田勝義議員) 次に、議案第12号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大田勝義議員) これで質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

議案第11号「太宰府市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大田勝義議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第11号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(大田勝義議員) 全員起立です。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

(原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時16分)

○議長(大田勝義議員) 次に、議案第12号「太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

7番藤井雅之議員。

○7番(藤井雅之議員) 議案第12号につきましては、この後採決が行われます議案第21号の介護保険の特別会計予算とも関連いたしますが、先ほど委員長報告の中でもありましたように基金の投入、あるいは階層の詳細な設定で、低所得者層への負担増を抑制している内容である部分是否定をいたしません、しかしすべての階層におきまして介護保険料の負担が引き上がる内容でございますので、これにつきましては私は賛成できませんので、反対を表明いたします。

○議長(大田勝義議員) ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（大田勝義議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第12号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

○議長（大田勝義議員） 大多数起立です。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成15名、反対2名 午前10時17分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第13号 平成23年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について

○議長（大田勝義議員） 日程第7、議案第13号「平成23年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について」を議題といたします。

本案は各所管委員会に分割付託しておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長 門田直樹議員。

〔13番 門田直樹議員 登壇〕

○13番（門田直樹議員） 各常任委員会に分割付託された議案第13号「平成23年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について」の当委員会所管分について、その審査内容と結果を報告いたします。

歳出の主なものとしましては、2款2項1目積立金、まほろばの里づくり事業基金積立金1,514万7,000万円の増額補正、これは歳入の17款1項1目まちづくり支援指定寄附10万円とふるさと太宰府応援寄附1,511万円の2つをこの基金に積み立てるもので、各寄附金の決算額が当初予算額より増額となるため、その差額が計上されております。

また、歴史と文化の環境整備事業基金積立金196万8,000円の増額補正及び古都・みらい基金積立金93万2,000円の増額補正についても、それぞれ充当される歴史と文化の環境税、古都・みらい基金指定寄附の決算額が当初予算額より上回る見込みであるため、その差額が計上されております。

次に、10款2項小学校費、施設整備関係費6億214万3,000万円の増額補正、これは太宰府小学校、水城小学校の大規模改修、及び太宰府西小学校のトイレ大規模改修を行うための工事設計監理等委託料及び工事費用であり、補正額同額が第2表の繰越明許費補正に計上されております。

また、その補正財源として、歳入も14款の小学校費補助金9,859万5,000円、21款の小学校債3億4,930万円が補正されており、第3表地方債補正にも計上されております。

同じく、10款の5項1目保健体育総務費、積立金1億円の増額補正、これは総合運動公園整備事業基金として積み立てるもので、平成23年度末現在高は約4億6,700万円となります。

また、その積立財源として、歳入に20款の総務費雑入が同額計上されており、これは福岡県

市町村振興協会からサマージャンボ宝くじの収益金として県内市町村に一律１億円交付されるものです。

歳入の主なものとしましては、19款１項１目の前年度繰越金1億3,185万4,000円の増額補正、これは前年度の実質収支8億9,618万4,000円のうち、12月補正までに充当したその残り1億3,185万4,000円を今回の補正財源として計上されております。

次に、第２表繰越明許費補正に計上されているものとしましては、電子掲示板システム構築事業1,450万円、コミュニティ無線整備事業700万円であります。

審査は、款項目ごとに説明を求め、質疑を行い、補正計上の根拠等、不明な点について確認を行いました。

本案について討論はなく、採決の結果、議案第13号の当委員会所管分については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（大田勝義議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） これで総務文教常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、建設経済常任委員長 後藤邦晴議員。

〔９番 後藤邦晴議員 登壇〕

○９番（後藤邦晴議員） 続きまして、建設経済常任委員会の所管分について、その主な審査内容と結果を報告いたします。

なお、今回の当委員会分の補正予算は、歳出と繰越明許費の補正となっております。

まず、歳出の８款２項３目道路新設改良費の地域再生基盤強化事業として5,850万円が増額補正されております。これは平成19年度から平成23年度の５カ年事業として国の認可を受け、事業を行っているもので、最終工事として水城駅・口無線の改良工事が行われておりますが、その追加事業費として工事請負費1,200万円、公有財産購入費450万円、補償、補てん及び賠償金4,200万円を増額補正するものと説明がありました。

次に、繰越明許費の当委員会所管分は、土木費の道路橋梁費、地域再生基盤強化事業、同じく土木費の道路橋梁費、道路改良関係事業、２つの事業が追加補正されております。地権者との用地交渉協議等に時間を要していることなどの理由により繰り越しをするものであります。

執行部から補足説明を受け、委員からの質疑、討論はなく、採決の結果、議案第13号の建設経済常任委員会所管分については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（大田勝義議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（大田勝義議員） これで建設経済常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、環境厚生常任委員長 小柳道枝議員。

〔14番 小柳道枝議員 登壇〕

○14番（小柳道枝議員） 次に、議案第13号、環境厚生常任委員会所管分についてご報告いたします。

3款1項1目社会福祉総務費の特別会計関係費、28節繰出金3,267万6,000円の増額補正、まず国民健康保険事業特別会計基盤安定制度繰出金1,391万2,000円、これは軽減措置をした国民健康保険税や低所得者を多く抱える保険者を支援するため、国、県からの負担金を一般会計で受け入れ、国保特別会計へ繰り出す法定繰出金であります。繰出額が確定したため増額するものであります。これについては、国、県からの負担金1,043万5,000円が充当されており、歳入として計上されております。

次に、国民健康保険事業特別会計繰出金1,876万4,000円、これは年齢構成や病床数などによって一般会計から国保特別会計へ繰り出す財政安定化支援事業費が確定したことにより増額するものであります。

次に、3款1項2目老人福祉費の特別会計関係費、28節繰出金370万9,000円の増額補正、これは平成24年度からの介護保険法改正に対応するための電算システム改修費用の一般会計負担分であります。

次に、3款2項3目保育所費のその他の諸費、13節委託料70万4,000円の増額補正であります。保育料については、住民税及び所得税の税額等によって算定されることになっておりますが、平成22年度の税制改正によって年少扶養控除が廃止されたことによりまして、住民税、所得税と連動いたしまして保育料も負担増になるため、厚生労働省からの通知に基づき、年少扶養控除廃止前の旧税額により保育料を算定するための電算システム改修費用であります。これについては、全額、県の地域子育て活動支援費補助金を充当されております。なお、これについては、平成24年度4月分の保育料が対象となるため4月以降の作業になることから、繰越明許費補正にも計上されております。

これに対して委員から、補助金の使途として問題はないのかとの質疑があり、執行部からは、補助申請に基づき交付決定されたものであるとの説明がありました。

以上、説明と質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第13号、環境厚生常任委員会所管分は、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告は終わります。

○議長（大田勝義議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） これで環境厚生常任委員長に対する質疑は終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

ただいまの各常任委員長の報告は原案可決です。本案を各委員長の報告どおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（大田勝義議員） 全員起立です。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時29分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第8と日程第9を一括上程

○議長（大田勝義議員） お諮りします。

日程第8、議案第14号「平成23年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」及び日程第9、議案第15号「平成23年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） 異議なしと認め、お諮りしましたとおり一括議題とし、付託しております環境厚生常任委員会の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 小柳道枝議員。

〔14番 小柳道枝議員 登壇〕

○14番（小柳道枝議員） 環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第14号及び議案第15号について、その審査の内容と結果をご報告いたします。

まず、議案第14号「平成23年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」報告いたします。

この補正につきましては、一般被保険者の療養給付費について、前年同期と比較して2%の伸びを示していることなどを勘案いたしまして、歳出で3,267万6,000円の増額補正を行い、財源として同額が一般会計繰入金で増額補正をされております。

説明を終え、質疑、討論はなく、採決の結果、議案第14号は、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第15号「平成23年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）につい

て」報告いたします。

この補正は、平成24年度の介護保険法改正に伴う電算システムの改修費用や介護給付費に過不足が生じたことによる補正など、総額で2,256万3,000円を増額補正するものであり、財源として国庫補助金の介護保険事業費補助金、一般会計繰入金及び基金繰入金を計上されております。

これに対して委員からは、さしたる質疑はなく、討論もなく、採決の結果、議案第15号は、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告は終わります。

○議長（大田勝義議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第14号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） 次に、議案第15号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） これで質疑を終わります。

これより討論、採決を行います。

議案第14号「平成23年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第14号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（大田勝義議員） 全員起立です。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時34分〉

○議長（大田勝義議員） 次に、議案第15号「平成23年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第15号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決する

ことに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(大田勝義議員) 全員起立です。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時35分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10と日程第11を一括上程

○議長(大田勝義議員) お諮りします。

日程第10、議案第16号「平成23年度太宰府市水道事業会計補正予算(第1号)について」及び日程第11、議案第17号「平成23年度太宰府市下水道事業会計補正予算(第1号)について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大田勝義議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました建設経済常任委員会の報告を求めます。

建設経済常任委員長 後藤邦晴議員。

〔9番 後藤邦晴議員 登壇〕

○9番(後藤邦晴議員) 建設経済常任委員会に審査付託されました議案第16号「平成23年度太宰府市水道事業会計補正予算(第1号)について」及び議案第17号「平成23年度太宰府市下水道事業会計補正予算(第1号)について」、審査内容と結果を一括して報告いたします。

まず、水道事業会計についてです。

今回の補正の主なものを報告いたします。

収益的収入におきましては、給水収益について、昨年の東日本大震災以降、節電、節水意識が非常に進んでいる状況、また節水機器の普及等により実績が当初の見込みを下回っていることから、1,567万7,000円の減額補正を含め合計65万3,000円が減額となり、収益的支出におきましては、入札減などにより合計1,311万5,000円が減額となっています。

資本的収入におきましては、建設産業課で行っている雨水排水やセットバックなどに関連して水道の配水管の布設がえが必要となり、その工事費を一般会計で負担することになったことから、370万2,000円が増額となり、資本的支出におきましては、テレメーター設置工事について、平成24年度に再計上することによって、今年度の全額を減額したため、2,274万3,000円の減額補正など、合計3,257万円が減額となっています。

以上、補正予算書3ページからの実施計画書兼事項別明細書に沿って執行部から詳細に説明を受け、審査いたしました。

委員からの質疑、討論はなく、採決の結果、議案第16号については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、下水道事業会計についてです。

今回の補正の主なものは、収益的収入におきましては、下水道使用料について、水道事業と同様に処理水量の減少によって1,316万5,000円の減額、流域下水道維持管理負担金剰余金の精算により1,652万円を増額するものなど、合計357万3,000円が増額となり、収益的支出におきましては、管渠費の委託料については入札減により261万5,000円の減額、支払い利息及び企業債取扱諸費について利率の見込みの減少による261万2,000円の減額、消費税及び地方消費税については仮払消費税の減少によって消費税が増となるため、1,558万2,000円の増額補正により、合計894万円が増額となっています。

資金的収入におきましては、国庫補助金の平成23年度の内示額確定により897万9,000円の減額など、合計1,354万円が減額となり、資金的支出におきましては公共下水道整備費について、実施設計業務を平成24年度予算に改めて計上するため、平成23年度予算3,500万円の減額、流域下水道整備費については県からの通知により1,484万円を減額するなど、合計5,095万4,000円の減額となっています。

このほか、全般にわたって水道事業会計と同様、執行部から詳細に説明を受け、審査いたしました。

委員から、質疑、討論はなく、採決の結果、議案第17号については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（大田勝義議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第16号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） 次に、議案第17号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） これで質疑を終わります。

これより討論、採決を行います。

議案第16号「平成23年度太宰府市水道事業会計補正予算（第1号）について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第16号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（大田勝義議員） 全員起立です。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時41分〉

○議長（大田勝義議員） 次に、議案第17号「平成23年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第1号）について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第17号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（大田勝義議員） 全員起立です。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時42分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第12から日程第18まで一括上程

○議長（大田勝義議員） お諮りします。

日程第12、議案第18号「平成24年度太宰府市一般会計予算について」から日程第18、議案第24号「平成24年度太宰府市下水道事業会計予算について」までを一括議題にしたいと思います。

（17番福廣和美議員「議長」と呼ぶ）

○議長（大田勝義議員） 17番福廣和美議員。

○17番（福廣和美議員） 一般会計予算に入ります前に暫時休憩をお願いしたいんですが。一遍暫時休憩。

○議長（大田勝義議員） それでは、暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時43分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前10時55分

○議長（大田勝義議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第18号から議案第24号までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） 異議なしと認め、お諮りしましたとおり一括議題とし、付託しております予算特別委員会の報告を求めます。

予算特別委員長 門田直樹議員。

〔13番 門田直樹議員 登壇〕

○13番（門田直樹議員） 今定例会におきまして予算特別委員会に審査付託を受けました議案第18号「平成24年度太宰府市一般会計予算について」から議案第24号「平成24年度太宰府市下水道事業会計予算について」までは、2月27日、第1日目の予算特別委員会において執行部から概要の説明を受け、3月13日、14日の2日間にわたり、市長ほか副市長、教育長及び各部課長出席のもとに審査を行いましたので、その結果について報告いたします。

まず、予算の概要及び編成方針について、市長から提案理由の説明の中で、我が国の経済情勢は今後も厳しい経済環境が継続することが推測されるため、平成24年度の予算編成に当たっては、第五次総合計画における行政目標の早期実現を図ることを最優先課題とし、また福祉、教育、環境対策の充実を重点施策として、これまで以上に効率的、効果的な事務事業の推進に努めることを前提に、事業をゼロベースから見直し、経費全般について徹底した節減合理化を図りながら、限られた財源の有効配分に努めたとの説明がありました。

委員会審査におきましては、平成24年度各会計予算書に計上された内容について、予算説明資料を参考にしながら総務部長ほか各所管部長に全般的な概要説明を求め、さらに各委員からの質疑に対しましては、所管の部課長より詳細な説明を受け審査いたしました。

なお、審査の中で委員から出されました指摘、意見、要望につきましては、十分検討をいただき、適切な処理をなされますようお願いいたします。

また、審査資料の請求に当たりましては、委員各位のご協力、また提出していただきました執行部の皆様方に、ここで改めてお礼申し上げます。

なお、審査内容の詳細につきましては、議員全員で構成された委員会であることから、その内容についてここで逐一報告することは省略をさせていただきます。後日配付されます会議録でご確認をいただきたいと思います。

初めに、議案第18号「平成24年度太宰府市一般会計予算について」報告いたします。

歳入歳出予算、債務負担行為、地方債、給与費明細、諸調書について詳細に審査を行いました。予算案全般に対する質疑を終わった後、委員から、歳入予算18款1項基金繰入金及び歳出予算10款5項保健体育費について、それぞれ3,700万円を減額する修正案が提出されました。

修正案に対する質疑、討論を終わり、委員会採決の結果、修正案は賛成多数をもって可決、また修正部分を除く原案についても、賛成多数をもって可決しました。

よって、議案第18号は賛成多数をもって修正可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第19号「平成24年度太宰府市国民健康保険事業特別会計予算について」、議案第20号「平成24年度太宰府市後期高齢者医療特別会計予算について」、議案第21号「平成24年度太宰府市介護保険事業特別会計予算について」、議案第22号「平成24年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」の各特別会計予算について、一括してご報告申し上げます。

各特別会計の予算審査における質疑、討論等の詳細については、一般会計と同様に予算審査

の会議録をご参照願いたいと思います。

各特別会計について、審査を終わり、委員会採決の結果、議案第19号の国民健康保険事業特別会計予算は委員全員賛成で、議案第20号の後期高齢者医療特別会計予算は賛成多数をもって、議案第21号の介護保険事業特別会計は賛成多数をもって、議案第22号の住宅新築資金等貸付事業特別会計は委員全員賛成で、各案とも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第23号「平成24年度太宰府市水道事業会計予算について」及び議案第24号「平成24年度太宰府市下水道事業会計予算について」の各企業会計予算については、それぞれ質疑はありましたが、討論はありませんでした。

なお、審査の詳細については、同様に予算審査の会議録をご参照いただきたいと思います。

審査を終わり、委員会採決の結果、議案第23号、議案第24号の各企業会計予算については、委員全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。

○議長（大田勝義議員） 報告は終わりました。

質疑は全議員で構成された特別委員会で審査しておりますので、省略いたします。

議案第18号「平成24年度太宰府市一般会計予算について」、ただいまの委員長の報告は修正可決です。

よって、まず修正案に対して討論、採決を行います。

修正案に対して討論はありませんか。

17番福廣和美議員。

○17番（福廣和美議員） 私はこの修正案について反対の立場で討論をさせていただきます。幾つかの理由を挙げながら討論をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

まず初めに、修正の理由にも挙げられておりますけれども、この土地につきましては議会の要請のもとで平成11年から体育館用地として進んできたという経過があること、また今回の体育館にあわせた形で社会福祉の充実、また今最も大事なものであります災害対策としての市民の生命を守るために必要なライフラインの確保、また備蓄倉庫等の場所につきましてもこの場所で確保ができるということ、もう一つは今懸案事項でもあります、これは見解の相違があるかも知れませんが、私はこの計画が進むことによってJR太宰府駅設置に向けたまちづくりの推進を推し進めることができるのではないかという考えのもと、また現在の予定土地プラス福岡県の土地確保が現在交渉中であり、この交渉自体が厳しくなり、この先行きがどうなるかわからなくなるような状況になり得ること、そしてまた今回我々も市民の声を反映させるために市民のために最良のものをするための議会に特別委員会を設置しようとしていることなどから、修正する必要があるという意味で、この修正案については反対の討論をさせていただきます。

以上です。

○議長（大田勝義議員） 賛成討論はありませんか。

13番門田直樹議員。

○13番（門田直樹議員） 議案第18号「平成24年度太宰府市一般会計予算」の修正案に賛成の立場で討論します。

委員長報告でも述べましたように、予算特別委員会は職員並びに執行部全員出席のもと、延べ3回開かれ、本件を初め各特別会計、企業会計につき、慎重審議の上、採決を行ったところでございます。総合体育館建設については、各委員から、場所、時期、形態、財政、そして必要性の有無など多くの問題が指摘され、上委員からは修正案の提出がありました。委員会では、市長及び関係職員同席のもと、さらなる慎重審議を行い、採決の結果、同案は可決すべきものと決しました。しかしながら、この件につきまして、井上市長は委員会の翌日行われた臨時の全員協議会において修正をもとに戻すよう要請されました。委員会で結論を出たものをもとに戻せとは信じられません。全員協議会では、予算特別委員会は何だったのか、議会軽視にもほどがあるなどの声が相次ぎ、紛糾しました。この件につきましては、私も同委員会の委員長として看過できず、正副議長と正副委員長の4人で市長室へ出向き、市長、副市長に発言の真意をお伺いしました。市長が、体育館は必要だ、発言は撤回しないとおっしゃるのに対し、私どもが体育館の建設自体には反対していない、十分な議論をして進めるべきだという趣旨ですと申しましたことに対し、それはこじつけだとはっきり申されました。採決の結果は議会の意思です。賛成討論の中でも建設の是非、内容を議論する材料が不足している、建設に反対というのではなく、議会として調査研究した上、慎重な議論が必要と何名もの議員が理を尽くして説明されています。これをこじつけと罵倒する姿勢は長として余りにも適正を欠いていると言わねばなりません。

また、委員会では、この案件に限らずすべて慎重審議を旨としており、議論を急がせたり、一方を有利に計らうような議事進行は当然のことながらありません。委員会では修正案が提出されてから採決までには休憩を含め十分な時間があり、説明をされるのであれば幾らでもできたはずです。もし準備が整わないのなら休憩を求めてもいいし、必要ならその間に臨時の全員協議会を開いてもよかったのではないのでしょうか。しかし、これらの疑問に市長がおっしゃった、修正案が出るとは思っていなかったとの言葉は本音かもしれません。議会は長らく執行部の追認機関とやゆされてきました。提案すればそのまま通るのが常であり、お互いそれになれ切っていました。しかし、議会は変わってきています。執行部もそれにこたえていただき、ともに議論し二元代表制を意義のあるものにしていきたいとの思いも含め、賛成とします。

○議長（大田勝義議員） ほかにありませんか、反対討論。

9番後藤邦晴議員。

○9番（後藤邦晴議員） 私は、平成24年度予算総合体育館建設関係費の工事設計監理委託料5,700万円を2,000万円に減額修正案に反対の立場で討論いたします。

総合体育館の建設は多くのスポーツ愛好家を初め市民の長年の要望の懸案事項でありまし

た。また、平成11年8月27日に体育協会から総合体育館早期建設の請願が議員全員紹介議員として提出され、採択されております。市長は平成24年度の施政方針で、昨年3月に総合体育館建設調査研究委員会に諮問して、昨年9月に答申を受けられ、答申内容を尊重して平成26年度完成に向け今回の予算の計上であります。市当局の説明によれば、建設予定地は第一候補の看護学校跡地プラス保健環境研究所用地の一部8,800㎡を加えた1万9,969㎡との説明でありました。また、その場所に総合体育館とともに災害時の避難場所としての機能もあわせて計画をされております。議会での明確な根拠のない2,000万円への減額修正は総合体育館建設の工期の遅れとともに、県に対する市民の熱意の乱れを示すことになり、保健環境研究所用地の購入交渉にも影響を来し、総合体育館建設計画が根底から崩れてしまうと思います。私は、議会としてこのことを市民の皆様はどう説明してどう責任をとるのか、非常に危惧をいたしております。したがって、この一部議員提案の2,000万円への減額修正案は、私たち新風の議員とともに反対をいたします。

○議長（大田勝義議員） ほかにありませんでしょうか。

6 番長谷川公成議員。

○6 番（長谷川公成議員） 私は修正案賛成の立場から討論を行います。

今回の修正案は総合体育館建設費5,700万円を2,000万円に減額するものでありますが、言うならば基本設計に必要程度残すものであります。私の考えでは、この金額は総合体育館の建設を否定する修正ではないと思っております。県より看護学校跡地購入の経緯につきましては理解をしているつもりであります。その予定地、第一候補の看護学校跡地はいわゆる区画整理対象区域であります。したがって、そのエリアをスポーツゾーンとして体育館を位置づけるといのであれば区画整理全体の構想を打ち出して、その後に体育館建設について検討すべきであると考えます。区画整理事業も民間手法でとらいうものの、全くと言っていいほど進んでおりません。調査費も昨年初めて100万円ついただけです。JR太宰府駅の建設については、単体ではなく佐野東地区のまちづくりの中でと言ってこられた経過からして余りにも唐突であります。建設費総額も全く不明、ランニングコストも不明、私が今議会で質問した現在の体育館稼働率も回答を得られず、本当に飽和状態なのか、果たして市長は現在の現場状況をおわかりになられておられるのか、疑問符がつくことばかりであります。しかも、一番肝心な総合体育館建設場所でさえ決定ではない。これは市民の皆さんに対してどのように説明されるんですか。私には全く理解、説明はできません。もっと言うならば、逆になぜこんなことを認めたのか、他の施策に血税を使うところがなかったのか、だれが体育館を使うのか、市民に対する説明、パブリックコメントは行ったのか等の説明責任が出るのは当然であります。説明責任ができないまま5,700万円の市民の皆様の血税を認めてしまうのは全くといって整合性がないと言っても過言ではありません。しかも、市民の代表、代弁者である我々市議会議員にはほとんど経過報告や、その内容について説明がなされていません。このような整合性がないまま説明がなされていないこと等を考えたとき、市民の皆様の血税5,700万円という金額は決して認められ

ない、承知しかねます。我々議会といたしましても、総合体育館建設に関する特別委員会が設置されるように聞き及んでおりますので、その中で十分議論されるものと思います。

以上の点から、私は市民の皆様の血税を無駄にされることがないように修正案に賛成いたします。

以上です。

○議長（大田勝義議員） ほかに反対討論はいらっしゃいませんか。

14番小柳道枝議員。

○14番（小柳道枝議員） 私は反対の立場で討論をさせていただきます。

この総合体育館計画につきましては、平成14年に、先ほども福廣議員がおっしゃいましたけれども市民の声、とにかく体育協会を代表する方たちからの強い要望があり、請願書が出されました。それから、何年たったのでしょうか。そこに今やっと明かりが見えてきたのではないのでしょうか。その場所とはとにかくとして、その市民の声が遠のいていくのではないかという不安があります。そしてまた、今の構想の中には有事の折の避難場所、それからまた福祉の広場、総合的と考えております。場所の決定はまだ聞いておりませんが、とにかく前に進む、市民の声を、そして健康維持の面、そして友愛を持って皆さんが集う場所になってくれるような総合的な大きな場所が必要だと思う観点から私は進めてほしいという思いで、この反対の討論とさせていただきます。

○議長（大田勝義議員） ほかにはいらっしゃいませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） これで討論を終わります。

修正案について採決を行います。

議案第18号に対する修正案について可決することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

○議長（大田勝義議員） 賛成多数によって修正案は可決されました。

〈修正案 可決 賛成10名、反対7名 午前11時15分〉

○議長（大田勝義議員） 修正案が可決されましたので、修正部分を除く原案について、これから討論、採決を行います。

通告があつていただきますので、これを許可します。

2番神武綾議員。

○2番（神武綾議員） 平成24年度一般会計予算に反対の立場で討論いたします。

歳入、歳出の審査を通して、子どもの医療費無料化の小学校3年生まで入院費の無料の拡大や認可保育園の分園、増築による待機児童ゼロ作戦への積極的な取り組みや届出保育施設の児童の健康診断の補助費の新設など、市民の皆さんの生活福祉の充実が図られる部分もあり、その点については評価しております。しかし、次の2点から反対いたします。

1つ目は、国保会計の繰り出しが法定内繰り入れしか行われておらず、例年と同じく繰り越

しの専決で対応されると思いますが、国保会計の赤字決算分が結果として国保加入者への保険税の負担増という形で反映される懸念があり、一般会計からの法定外繰り入れを行い、国保税の負担増を防ぐ必要があると考えます。

2つ目は、同和対策に関連しまして、これまでの扶助費による対策事業のほかに新たに同和地区実態調査を行うための予算が計上されておりますが、この実態調査の内容によっては新たな差別意識を生み出す懸念、さらに法律的に根拠を失っている同和対策事業をさらに継続していく根拠にされる懸念があることから、容認することはできません。

以上の理由から、平成24年度の一般会計予算には反対の表明をいたします。

○議長（大田勝義議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

修正部分を除く原案について可決することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

○議長（大田勝義議員） 大多数起立です。

よって、修正部分を除く原案は可決されました。

〈修正部分を除く原案 可決 賛成15名、反対2名 午前11時18分〉

○議長（大田勝義議員） したがって、議案第18号「平成24年度太宰府市一般会計予算について」は修正可決されました。

ここで11時35分まで休憩いたします。

休憩 午前11時18分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時35分

○議長（大田勝義議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第19号「平成24年度太宰府市国民健康保険事業特別会計予算について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） 討論を終わります。

採決を行います。

議案第19号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（大田勝義議員） 全員起立です。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前11時35分〉

○議長（大田勝義議員） 次に、議案第20号「平成24年度太宰府市後期高齢者医療特別会計予算について」討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

2 番神武綾議員。

○2 番（神武 綾議員） 平成24年度の後期高齢者医療特別会計予算に反対の立場で討論いたします。

今回、同制度を運営しております福岡県の広域連合が平成24年度からの保険料引き上げを表明していますが、この大もとには現在の民主党政権は次期保険料の引き上げ時に廃止の方針でしたが、その制度が廃止されることなく、広域連合の財政運営の面から保険料の引き上げを行うもので、直接の責任は民主党政権の失政にあり、市当局に責任があることではありませんが、今回の保険料の引き上げがもたらす高齢者への影響は大きいと考えますので、提案の平成24年度の予算には反対をいたします。

○議長（大田勝義議員） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第20号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

○議長（大田勝義議員） 大多数起立です。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成15名、反対2名 午前11時37分〉

○議長（大田勝義議員） 次に、議案第21号「平成24年度太宰府市介護保険事業特別会計予算について」討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

2 番神武綾議員。

○2 番（神武 綾議員） 平成24年度の介護保険事業特別会計予算には反対の立場で討論いたします。

施政方針演説でも市長が述べられた高齢者夜間・休日電話相談事業の実施など、高齢者介護制度のもとでキャッチフレーズでもあるさらなる前進に当たるところもあり、内容を否定はいたしません。しかし、関連してきます議案第12号で保険料の料金改定が提案され、引き上げ幅を抑え、新たな階層を設定するなどの努力がされている部分はありますが、本予算の第1号被保険者の保険料収入が議案第12号に基づく引き上げた内容の予算で計上されており、さきの所管委員会でも議案第12号については反対の立場をとりましたので、提案の平成24年度予算には反対を表明いたします。



○議長（大田勝義議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） 採決を行います。

議案第21号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

○議長（大田勝義議員） 大多数起立です。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成15名、反対2名 午前11時39分〉

○議長（大田勝義議員） 次に、議案第22号「平成24年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第22号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（大田勝義議員） 全員起立です。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前11時39分〉

○議長（大田勝義議員） 次に、議案第23号「平成24年度太宰府市水道事業会計予算について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第23号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（大田勝義議員） 全員起立です。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前11時40分〉

○議長（大田勝義議員） 次に、議案第24号「平成24年度太宰府市下水道事業会計予算について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大田勝義議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第24号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(大田勝義議員) 全員起立です。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前11時41分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第19 再議第1号 再議書(太宰府市携帯電話中継基地局の設置等に関する紛争防止条例の制定について(平成23年12月19日議決))

○議長(大田勝義議員) 日程第19、再議第1号「再議書(太宰府市携帯電話中継基地局の設置等に関する紛争防止条例の制定について(平成23年12月19日議決))」を議題といたします。

本案は、太宰府市携帯電話中継基地局問題に関する特別委員会に付託しておりましたので、特別委員長の報告を求めます。

太宰府市携帯電話中継基地局問題に関する特別委員会委員長 福廣和美議員。

[17番 福廣和美議員 登壇]

○17番(福廣和美議員) 携帯電話中継基地局問題に関する特別委員会に審査付託され、継続審査となっていた「再議書(太宰府市携帯電話中継基地局の設置等に関する紛争防止条例の制定について)」、審査内容と結果を報告します。

本件につきましては、昨年12月定例会最終日の12月19日、本会議で可決と決した後、市長から本件を再議に付したい旨、再議書が提出されました。その後、当特別委員会に付託され、本会議でも継続審査となっております。

その後、閉会中の本年1月30日に特別委員会、2月14日には特別委員会協議会、同23日には特別委員会を開催し、本件についての質疑、さらに各委員の考え方など述べていただきながら、議論を重ねてまいりました。本委員会における審査では、さまざまな意見が出されましたが、委員会が議員全員で構成されておりますことから、質疑の詳細の報告は省略いたします。

詳細については、会議録をごらんいただきたいと思います。

討論では、行政の実施方針をしばらく見たい。実施方針をしばらく見ながら、それが不足するようであれば先々条例制定を議員全員で考えていけばいいのでは。また、以前指摘をした条例案の中身について異議を幾つか指摘していたが、文章そのものが変わっていないため今回も反対する。条例制定までの事前協議が必要であり、紛争防止なのか、健康を守るための条例なのか、賛成者の考えもちょっと違うのではないかと、今この条例を提出するのは拙速過ぎるとし

て、4名の委員から反対討論がありました。

また、実施方針は市民に知らされておらず、この条例は市民の声から上がってきたもので、必ず必要な条例である。再議の理由として成立していない。昨年12月議会で本条例案を可決した事実は生きており、それは一つの議会の意思である。我々議員は子どもの命を守る、市民が不安を感じていることについてほかに広がらないようにするためにも条例を制定する必要がある。できるだけ紛争がない状態にするためにも早急に条例の制定を進めたい。また、住民福祉、健康、安心のまちづくりのためにはこのような条例を制定すべきと思う。市民の立場に立っているんなことを進める時代になってきており、市民の意見を聞くことは必要である。実施方針が生かされていないため、知らないうちに新しく携帯電話中継基地局ができてしまっており、条例の制定が至急必要である。実施方針は意味をなしていないので、条例を早急に制定すべきである。実施方針は甘い、紛糾が長期化しないよう手続をとり、住民に周知をし、説明会を行うというルールを守っていくべきであるとして、10名の委員から賛成討論がありました。

討論を終え、委員会の採決の結果、本案は賛成多数で、さきの議決のとおり決することに決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（大田勝義議員） 報告は終わりました。

質疑は全議員で構成された特別委員会で審査しておりますので、省略いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。まず、反対討論からありませんか。

5番小島真由美議員。

○5番（小島真由美議員） 条例制定については反対の立場で意見を申し上げます。

この件につきましては、当初から継続審議を求めてまいりました。通常条例制定までには、素案の段階で最低でも公平さと冷静さを持った事例の調査、素案の議員間での作成、法令との整合性、行政との協議、また議員間の合意形成といった準備が必要だと考えますが、今回は協議不足、合意形成の未熟さが露呈され、最後の特別委員会におきましては、賛成議員のほうから理由について条例制定の目的とは何ら関係のない賛成理由を述べられました。こういったことから、合意形成、基本になる条例制定への合意形成の未熟さをもって今回反対をしたいと思います。

○議長（大田勝義議員） 賛成討論はありませんか。

13番門田直樹議員。

○13番（門田直樹議員） 今日は最後ということで討論はする予定は最初なかったんですが、今小島議員のほうから幾つかありましたので、もう条例そのものの必要性とかですね、に関してはもう委員会、あるいは一般質問等で何度も繰り返してきておりますので、その辺は今ここでは申しませんけれども、1点そのいわゆる継続等の理由としての合意形成ということでそれはちょっとひっかかりますので言わせていただくと、小島さんも当時の勉強会には出席されてお

られたんですが、その中でまずは一番最初に委員会の目的、勉強会の目的ですね、は何をするかというのは全員一致で条例をつくるということですね。これは請願の採択を受けてこのままじゃいかんということで始まった集まりですから、そこはまず決まりました。そして、その後の手続においてもっと合意がということでわからんでもありませんが、全員最後の一人まで賛成するまでなのかというまた別の議論も出てくると思うんですよね。そういった中で、慎重に審議して2回可決したということで、この重さというのはあると思う。その中で市長から出てきました再議ですね。この再議書、異議、反対理由として2つ挙げておられますけど、これももう何度も繰り返しておりますけれども、1点目のこのいわゆる実施方針というものはもう本当に飾りにもなっていないんじゃないかという、その後にも何ら対応をされていないですよ、それが1つ。

もう一つはですね、この2点目のいわゆる市民の便益等を害するようなことは全然このいわゆる条例に関して関係ないんですよね。ですから、万一今からのこの再議をやるわけですが、これで3分の2に満たないということになりますと、この2番目の理由がこれでは生きるのかなという非常に疑問があるわけですよ。1点目に関しては認識の違いというものがあるかもしれない。しかし、2点目に関してはこれ全く言いがかりに近いような理由ですよ。ですから、この点も非常に危惧をいたしております。いずれにしましても、これが仮にといいますか、採決された場合でもこの条例というのは実態に即して見直しは常時審査をしていかなければなりません。執行される市のほうでも規則等々を工夫していかれると思いますし、我々もまだまだ調査研究していきます。まだまだ、だから結果はいずれにしましても今からだとということで、私はこの賛成の立場であります。

○議長（大田勝義議員） ほかにありませんか。

10番橋本健議員。

○10番（橋本 健議員） 私も条例制定についての賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

再議書が提出されましたけれども、本市の実施方針では大した効果はなく、果たして的確に紛争を防止することができるのか、甚だ疑問であります。まず、住民トラブルがどこで起きているのかいち早く情報がキャッチできないこと、また事前の計画申請によって住民への周知がなければ紛糾が長期化し過激な紛争となることが懸念されること、つまり火事で例えますと紛争防止条例と実施方針の違いは火種の段階で消すのか、あるいは燃え盛る火事場で消火活動に当たるのか、その差は歴然であります。市民の生活権を守るという安全・安心のまちづくりの観点からも条例制定をすることが不可欠であると考えます。

以上をもちまして賛成討論といたします。

○議長（大田勝義議員） ほかにありませんか。反対討論はありますか。

3番上疆議員。

○3番（上 疆議員） この条例の賛成の討論をさせていただきたいと思いますが、この条例に

つきましては市長そのものが条例そのものはもう無視をされておりまして、中身は非常に理解をしていただいていないような気がいたします。そういう中で、市長が特に心配されているのが携帯電話中継基地局の排除や撤去、整備などができないというようなことで理解をされているようですが、この条文には一切そういうことは明記しておりませんし、また市長が特にこの２番目で言っていますように住民福祉の向上や安全・安心のまちづくりの観点から非常に問題だと言っていますが、逆な説でございまして、私どもはこの住民福祉の向上や安全・安心のまちづくりからしても現在一部地域で紛争防止に近い問題が発生しております。今後、この紛争防止がなくなっていくためにはこの条例をぜひ制定しなければならんと思っていますので、賛成討論で返させていただきます。

○議長（大田勝義議員） ほかにありませんか。

17番福廣和美議員。

○17番（福廣和美議員） 今まで特別委員長として何も言うておりませんが、一言だけ反対の立場で討論をします。

今回の条例につきましては、全市民にかかわる問題であります。我々は多くの市民の声を聞くことが大事である。市民が知らない間に条例を制定していいのか、そのことが一番最大の理由であります。その多くの声を聞くために今後も努力はしていきたい。今回の条例制定については拙速であるというほかはないというのが反対の理由でございます。

以上。

○議長（大田勝義議員） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） ないようですね。

これで討論を終わります。

採決を行います。

この場合、さきの議決のとおりに決することについて、地方自治法第176条第3項の規定により、出席議員の3分の2以上の者の同意を必要とします。現在の出席議員は18名であり、その3分の2は12人であります。

本件をさきの議決のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

○議長（大田勝義議員） お座りください。

11人起立です。

よって、起立者は所定数を満たしておりません。

よって、「再議書（太宰府市携帯電話中継基地局の設置等に関する紛争防止条例の制定について）」はさきの議決のとおり決定することは否決されました。

よって、太宰府市携帯電話中継基地局の設置等に関する紛争防止条例の制定につきましては、廃案となりました。

〈否決 賛成11名、反対 7 名 午前11時57分〉

○議長（大田勝義議員） ここで13時まで休憩いたします。

休憩 午前11時58分

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

再開 午後 1 時00分

○議長（大田勝義議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第 2 0 発議第 1 号 太宰府市議会委員会条例の一部を改正する条例について

○議長（大田勝義議員） 日程第20、発議第 1 号「太宰府市議会委員会条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

議会運営委員会委員長 福廣和美議員。

〔17番 福廣和美議員 登壇〕

○ 1 7 番（福廣和美議員） 発議第 1 号「太宰府市議会委員会条例の一部を改正する条例について」を提案します。

太宰府市議会会議規則第13条の規定により、別案のとおり提出をします。

提案理由の説明は、平成24年 4 月 1 日付で実施されます機構改革に伴い、常任委員会の所管について変更する必要があるためのものであります。ご審議よろしく申し上げます。

○議長（大田勝義議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略いたします。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

発議第 1 号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（大田勝義議員） 全員起立です。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午後1時02分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第21 発議第2号 特別委員会（総合体育館建設問題特別委員会）の設置について**

○議長（大田勝義議員） 日程第21、発議第2号「特別委員会（総合体育館建設問題特別委員会）の設置について」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

議会運営委員会委員長 福廣和美議員。

〔17番 福廣和美議員 登壇〕

○17番（福廣和美議員） 発議第2号「特別委員会（総合体育館建設問題特別委員会）の設置について」。

太宰府市議会会議規則第13条の規定により、別案のとおり提出をする。

提案の理由の説明につきましては、総合体育館の建設に関する諸問題の調査研究のためでございます。ご審議よろしく申し上げます。

○議長（大田勝義議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略いたします。

直ちに、質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

発議第2号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

○議長（大田勝義議員） 大多数起立です。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成14名、反対3名 午後1時05分〉

○議長（大田勝義議員） お諮りします。

ただいま設置されました総合体育館建設問題特別委員会の委員は、委員会条例第5条第1項

の規定により、議員全員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大田勝義議員) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました議員全員を特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

ここで、特別委員会の委員長、副委員長の互選のため、暫時休憩をいたします。

休憩 午後1時05分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時18分

○議長(大田勝義議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

総合体育館建設問題特別委員会の委員長及び副委員長が互選されましたので、報告いたします。

委員長に16番村山弘行議員、副委員長に4番芦刈茂議員が選出されました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後1時18分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時20分

○議長(大田勝義議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま議会運営委員長福廣和美議員から発議第3号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程として直ちに議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大田勝義議員) 異議なしと認め、発議第3号を追加日程第1として直ちに議題とすることに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第1 発議第3号 特別委員会(携帯電話中継基地局調査研究特別委員会)の設置について

○議長(大田勝義議員) 追加日程第1、発議第3号「特別委員会(携帯電話中継基地局調査研究特別委員会)の設置について」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

議会運営委員会委員長 福廣和美議員。

[17番 福廣和美議員 登壇]

○17番(福廣和美議員) 発議第3号「特別委員会(携帯電話中継基地局調査研究特別委員会)の設置について」。

太宰府市議会会議規則第13条の規定により、別案のとおり提出をいたします。

理由につきましては、太宰府市における携帯電話中継基地局等の設置、改造及び管理運営に

関して調査研究をするためといたしております。

その設置についての内容については、１、名称、携帯電話中継基地局調査研究特別委員会。

設置目的、太宰府市における携帯電話中継基地局等の設置、改造及び管理運営に関して調査研究をするため。

３、付議事件、携帯電話中継基地局等に係る諸問題に関する件。

構成、18人をもって構成をする。

経費、予算の範囲内。

設置期間、審査終了までとする。

活動、本委員会は付議事件のため、議会閉会中も必要と認めた場合には随時開催することができる。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（大田勝義議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略したいと思います。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

発議第３号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

○議長（大田勝義議員） 大多数起立です。

よって、発議第３号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対１名 午後１時24分〉

○議長（大田勝義議員） お諮りします。

ただいま設置されました携帯電話中継基地局調査研究特別委員会の委員は、委員会条例第５条第１項の規定により、議員全員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名されました議員全員を特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

ここで、特別委員会の委員長及び副委員長互選のため、暫時休憩をいたします。

休憩 午後 1 時25分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後 1 時50分

○議長（大田勝義議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

携帯電話中継基地局調査研究特別委員会の委員長及び副委員長が互選されましたので、報告いたします。

委員長に 3 番上疆議員、副委員長に 2 番神武綾議員が選出されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 2 2 請願第 1 号 公的年金の改悪に反対する意見書提出を求める請願

○議長（大田勝義議員） 日程第22、請願第 1 号「公的年金の改悪に反対する意見書提出を求める請願」を議題といたします。

本案は環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 小柳道枝議員。

〔14番 小柳道枝議員 登壇〕

○14番（小柳道枝議員） 環境厚生常任委員会に審査付託されました請願第 1 号「公的年金の改悪に反対する意見書提出を求める請願」について、その審査の内容と結果をご報告いたします。

まず、紹介議員になっている委員から、自公政権下で引き下げを行われなかったものを、今になって引き下げる内容で、多くの方が納得できていない内容である。添付している意見書案の修正は議会の考えを尊重するので、ぜひ請願を採択し、意見書の提出をお願いしたいとの追加説明がありました。

委員から、さしたる質疑はありませんでしたが、討論では、賛成の立場で、おおむね賛成だが、意見書案では不備があるため、景気、経済を回復させ、デフレを脱却し、緩やかな物価水準の上昇を確保することといった内容を加えていただきたいとの発言がありました。

討論を終え、採決の結果、請願第 1 号は、委員多数の賛成で採択すべきものと決定しました。

なお、本請願は、内閣総理大臣、厚生労働大臣あて意見書の提出を求めるものであり、委員会で協議した結果、案文を一部修正し、本日の委員会提出議案として意見書を本会議に提案することといたしております。

以上で報告を終わります。

○議長（大田勝義議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第1号に対する委員長の報告は採択です。本案を委員長報告のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

○議長（大田勝義議員） 大多数起立です。

よって、請願第1号は採択とすることに決定いたしました。

〈採択 賛成16名、反対1名 午後1時53分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第23 意見書第1号 水源林取り引きの規制強化に関する意見書

○議長（大田勝義議員） 日程第23、意見書第1号「水源林取り引きの規制強化に関する意見書」を議題とします。

本案は建設経済常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 後藤邦晴議員。

〔9番 後藤邦晴議員 登壇〕

○9番（後藤邦晴議員） 建設経済常任委員会に審査付託されました意見書第1号「水源林取り引きの規制強化に関する意見書」について審査内容と結果を報告いたします。

本意見書は、外国資本による水源林の買収について、速やかに実態を把握するとともに、規制強化を政府に要請するものであります。

協議では、日本の国土を守っていくため、国において一定の規制をすべきであり、趣旨は十分理解できる。また、この水資源の問題にしても非常に危機感を持っており、この意見書には賛成したいとの意見表明がありました。

協議を終え、討論はなく、採決の結果、意見書第1号については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（大田勝義議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大田勝義議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第1号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(大多数起立)

○議長(大田勝義議員) 大多数起立です。

よって、意見書第1号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対1名 午後1時56分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第24 意見書第2号 公的年金の2.5%引き下げに反対する意見書

○議長(大田勝義議員) 日程第24、意見書第2号「公的年金の2.5%引き下げに反対する意見書」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

14番小柳道枝議員。

〔14番 小柳道枝議員 登壇〕

○14番(小柳道枝議員) 「公的年金の2.5%引き下げに反対する意見書」。

議員の皆様方にはお手元に配付いたしておりますので、案文の朗読をもって説明としたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

「公的年金の2.5%引き下げに反対する意見書」。

厚生労働省は、特例水準を解消するとして、3年間で2.5%の年金引き下げを行おうとしております。自公政権下当時、政府は高齢者の生活実態と経済への悪影響を考慮して、年金額を据え置いたものであり、適切な措置であったと思います。しかるに、今回、高齢者を取り巻く状況は当時と比較しましてもますます厳しさを増しているにもかかわらず、特例水準解消、2.5%削減を強行することは、高齢者の生活を守る立場からも、地域経済を活性化する立場からも認めることはできません。

以上の趣旨にかんがみ、次の事項の実現を強く求めます。

記。

1、公的年金の2.5%削減は行わないこと。

2、景気、経済を回復させ、デフレを脱却して緩やかな物価水準の上昇を確保すること。

以上、地方自治法第99条に基づき、意見書を提出いたします。

提出先は、内閣総理大臣、厚生労働大臣です。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(大田勝義議員) 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） これで質疑を終わります。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略いたします。

直ちに討論、採決を行います。

討論はありませんか。

7番藤井雅之議員。

○7番（藤井雅之議員） 関連いたします請願の紹介議員になりましたので、提案されました意見書につきまして賛成の立場で一言討論させていただきたいと思います。

先ほど委員長報告にもございましたけども、請願者も意見書の案文の修正は議会の判断として尊重するという事も確認しておりますし、今回意見書に追加されました景気経済を回復させ、デフレを脱却させるということも当然重要な柱であると思いますので、私は請願の紹介議員といたしまして意見書に賛成を表明いたします。

最後になりますが、請願の採択と意見書の取りまとめをいただきました環境厚生常任委員の皆様へ感謝を申し上げ、賛成討論とさせていただきます。

○議長（大田勝義議員） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） 採決を行います。

意見書第2号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

○議長（大田勝義議員） 大多数起立です。

よって、意見書第2号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対1名 午後2時00分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第25 議員の派遣について

○議長（大田勝義議員） 日程第25、「議員の派遣について」を議題といたします。

地方自治法第100条第13項及び太宰府市議会会議規則第161条に基づき、別紙のとおり議員の派遣が生じたので、これを承認し、変更があったときは議長に一任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） 異議なしと認めます。

よって、本件は承認されました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第 26 閉会中の継続調査申し出について

○議長（大田勝義議員） 日程第26、「閉会中の継続調査申し出について」を議題といたします。

別紙のとおり議会運営委員会、各常任委員会、各特別委員会から申し出がっております。

別紙のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） 異議なしと認めます。

よって、本件は承認されました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

○議長（大田勝義議員） 以上で本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

お諮りします。

本定例会において議決されました案件について、各条項、字句、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第42条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） 異議なしと認め、お諮りしましたとおり決定いたしました。

これをもちまして平成24年太宰府市議会第1回定例会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大田勝義議員） 異議なしと認めます。

よって、平成24年太宰府市議会第1回定例会を閉会いたします。

閉会 午後2時02分

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成24年 3 月31日

太宰府市議会議長    大   田   勝   義

会議録署名議員    不   老   光   幸

会議録署名議員    渡   邊   美   穂